

卒業・修了時の手続き

【学位授与式に家族を日本へ呼び寄せたい学生へ】

家族が外務省のウェブページに掲載されているビザ免除国・地域（短期滞在）の出身の場合は、ビザを取得する必要はありません。一方、ビザが必要な出身国・地域の方は、日本入国ビザ（査証）を申請・取得する必要があります。申請手続きを外務省または日本大使館のウェブページで確認してください。

例年、申請手続きが遅れて、家族が学位授与式の日までに日本に来られない学生が多く見られます。ビザ申請については、必ず余裕をもって来日の4カ月位前（12月頃）から書類を準備し、手続きを進めてください。

◆卒業・修了後の在留資格について

① 卒業・修了後、すぐに帰国する場合

「帰国時の諸手続き案内書」を国際センターから受け取り、期日までに書類を提出してください。

② 日本での就職活動を継続した場合

在学中から日本で就職活動を行い、卒業・修了した後も継続したい場合、在留資格を「留学」から「特定活動」へ変更して、6ヶ月間就職活動ができます。この6ヶ月間で就職先が決まらない時は、この「特定活動」を1回だけ更新し、さらに6ヶ月間延長することもできます。つまり、最長で1年間（最初の6ヶ月間＋その後の6ヶ月間）日本で就職活動ができます。

この在留資格変更を希望する方は、必ず「在留資格「特定活動」への変更手続き説明会」に出席して下さい。開催日について、12月以降に掲示板にて確認してください。毎年2月15日までに国際センターに申し出て、大学担当者との面接を受けて下さい。この面接で就職活動を書面で客観的に証明でき、かつ、在学中の成績と授業出席状況が良好な方にのみ、申請書類の一つである「推薦状」を大学から発行します。

ポイント

- ✓ 卒業・修了前から実際に就職活動を継続している。
- ✓ 就職活動の状況を書面で証明する。
- ✓ 申請には、大学が発行する「推薦状」が必要。
- ✓ 資格外活動許可を申請できる。許可があれば、アルバイト（週28時間以内）ができる。
- ✓ 卒業・修了後に就職活動を始める方、研究生修了者、科目等履修生修了者は対象外。

③ 日本国内のほかの大学や大学院などの教育機関に進学する場合

進学先に直接お問い合わせください。

④ 上記①～③に該当しない場合

直接国際センターへお問い合わせください。